

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により平成 31 年 2 月に実施した平成 30 年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 12 日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 伊 | 藤 | 重 | 成 |
| 山形県監査委員 | 鈴 | 木 | | 孝 |
| 山形県監査委員 | 武 | 田 | 一 | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | | 香 |

第 1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 18 箇所について、次のとおり実施した。

| 監査対象機関 | 実施年月日 | 担当監査委員 | |
|--------------|------------------|--------|------|
| 南陽警察署 | 平成 31 年 2 月 4 日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 南陽高等学校 | 平成 31 年 2 月 4 日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 工業技術センター | 平成 31 年 2 月 8 日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 高度技術研究開発センター | 平成 31 年 2 月 8 日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 産業技術短期大学校 | 平成 31 年 2 月 8 日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 農業総合研究センター | 平成 31 年 2 月 8 日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 病害虫防除所 | 平成 31 年 2 月 8 日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| 山形警察署 | 平成 31 年 2 月 8 日 | 鈴木委員 | 武田委員 |
| こども医療療育センター | 平成 31 年 2 月 8 日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 上山明新館高等学校 | 平成 31 年 2 月 8 日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 山形聾学校 | 平成 31 年 2 月 8 日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 村山特別支援学校 | 平成 31 年 2 月 8 日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| ゆきわり養護学校 | 平成 31 年 2 月 8 日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
| 博物館 | 平成 31 年 2 月 13 日 | 武田委員 | — |
| 天童高等学校 | 平成 31 年 2 月 13 日 | 武田委員 | — |
| 寒河江工業高等学校 | 平成 31 年 2 月 13 日 | 武田委員 | — |
| 谷地高等学校 | 平成 31 年 2 月 13 日 | 武田委員 | — |
| 寒河江警察署 | 平成 31 年 2 月 13 日 | 武田委員 | — |

第 2 監査結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

- (イ) 調定手続が、調定すべき日から 1 箇月を超えて遅延した 1 万円以上のものがある。(工業技術センター)

ロ 支 出

- (イ) 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するものがある。(上山明新館高等学校)
- (ロ) 扶養手当について、誤って認定し支給したことにより、期末手当とともに返納を要するものがある。(天童高等学校)